平成２１年（フ）第６１号
三重県松阪市駅部田町909番地18
債務者　川嶋八重子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２０年（フ）第９７号
兵庫県丹波市山南町和田470番地１
債務者　塩本　　茜
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第４４号
香川県観音寺市大野原町丸井774番地１
債務者　茨木　一邦
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第６９２号
福岡市博多区千代２丁目21番14―507号
債務者　山下ちえ子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第７６５号
福岡県春日市須玖南２丁目82番地
債務者　廣木　一夫
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第８５１号
福岡市城南区西片江１丁目23番14号
債務者　小田部貴子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第８５７号
福岡市城南区干隈１丁目２番１号
債務者　石丸　節子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第８９２号
福岡県朝倉郡筑前町依井1304番地６
債務者　鬼塚　信幸
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第９６１号
福岡市早良区次郎丸３丁目30番８―204号
債務者　堺　　信子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第９６８号
福岡市中央区春吉２丁目18番６号
債務者　福永　裕子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第９６９号
福岡市中央区春吉２丁目18番６号502
債務者　高倉　辰美
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１０４７号
福岡県糟屋郡宇美町貴船２丁目16番４号
債務者　横下　茂春
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１１１７号
福岡市早良区有田２丁目29番11号
債務者　谷　満喜子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１１３１号
福岡県宗像市上八860番地３
債務者　宗岡　勝之
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２００号
福岡県宗像市平井１丁目４番14号コーポ二番館101号
債務者　有田　治彦
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２０５号
福岡県春日市小倉５丁目93番地１
債務者　小西　尚夫
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２２９号
福岡市東区箱崎ふ頭３丁目１番５―1205号
債務者　田中　和子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２３６号
福岡市中央区舞鶴１丁目８番23―608号
債務者　河相　康子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部